# 令和8年度すくすくスクール 学童クラブ登録のご案内

# ・∅4月登録集中受付について∅ ……

受付期間 令和7年11月25日(火)~12月8日(月)

受付時間 月~金 13:00~18:00 土 9:00~17:00 ※日曜日は受付しておりません。

- ◆申請書類を揃えて保護者の方が直接、すくすくスクールへご提出ください (郵送での提出 はできません)。
- ◆令和7年度現在登録中の方も、継続して登録を希望する場合は今回の集中受付期間中に申請手続きを行ってください(年度ごとの申請となります)。
- ◆令和8年5月以降に登録を希望される場合は**登録を希望する月の前月15日まで**に申請書類を揃えて保護者の方が直接すくすくスクールへご提出ください。

# ≪目 次≫

1.	江戸川区の学童クラブについて	1
2.	申請から登録までの流れ	2
3.	学童クラブ登録及び延長登録の申請方法	3
4.	補食登録について	6
5.	費用(育成料など)について	8
6.	育成料などの減額・免除申請について	9
7.	登録を辞めたい場合1	2
8.	登録事項に変更があった場合1	2
9.	すくすくスクール補償制度について1	2
1 (	). 宅配弁当のサービス利用について 1	2
1 1	1. 令和8年度 すくすくスクール一覧1	3

すくすくスクールホームページ二次元コート



すくすくスクールホームページから申請書などをダウンロードすることができます。



江戸川区教育委員会事務局 教育推進課すくすくスクール係

電話: 03-5662-8132 (ダイヤルイン) 03-5662-2732 (ダイヤルイン)

# 1. 江戸川区の学童クラブについて

江戸川区では小学校の放課後や学校休業日に、校庭・体育館などの施設を利用して、児童がのびのびと自由な活動ができる「すくすくスクール事業」を実施しております。すくすくスクールでは、自由に参加する『すくすく登録』と保護者の就労等で放課後に留守となる家庭の児童が参加する『①学童クラブ登録』があります。また、学童クラブ登録をされている方で保護者が就労等により帰宅が18時を超えるご家庭を対象にした『②延長登録』があるほか、補食を希望されるご家庭には『③補食登録』を設けております。

	①学童クラブ登録	②延長登録	
申請要件	◆保護者が就労等の事情により、放課後に留守になる家庭の児童。 ※その他、ご事情がある場合はご相談ください。	◆保護者が就労等により18時を超えて留守になる家庭。 ◆19時までに保護者か保護者に準ずる方がお迎えにくること。	
活動時間	平 日:放課後~18時 土 曜 日:8時30分~17時 学校休業日:8時~18時	平 日:18時~19時 学校休業日:18時~19時 ※土曜日は17時までです。	
育成料	¥4,000 (月額)	¥1,000 (月額)	
	減 免 制	度あり	



	③補食登録(希望制)	
提供日時	【提供日】月曜日~金曜日(学校休業日を含む) ※土曜日は補食の提供はありません。 【提供時間】各すくすくスクールにおいて補食時間を設定しています。	
提供内容	◆米菓、最中、ゼリー等から2品目程度(卵・乳・小麦・エビ・カニ・落花生・そばの7品目特定原材料不使用)と麦茶を提供します。 ◆7品目特定原材料を超えてのアレルギー等により区提供の補食では摂取できない場合は各すくすくスクールへご相談ください。	
補食費	¥1,600 (月額) ※令和8年度は金額が変更になる可能性があります 減免制度あり	

# 2. 申請から登録までの流れ

# 申請書の配布

◆令和8年度の登録申請書は**令和7年10月15日(水)より**配布を開始します。

### ≪配布場所≫

各すくすくスクール、区ホームページからダウンロードも可。 (就学時健診当日も各すくすくスクールで配布しています)

申請書の提出

◆提出書類を揃えて、保護者の方が直接、登録をするすくすくスクールへご提出ください (郵送での提出はできません)。

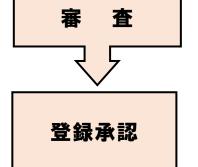
### ≪提出書類≫

- ①学童クラブ登録・延長登録申請書
- ②就労証明等
- ③補食登録申請書(補食登録を希望される方のみ)
- ④育成料等減免申請書(減免申請をされる方のみ)

### ≪受付期間≫

4 月 登 録	令和7年11月25日(火)~12月8日(月) (集中受付期間)
5月以降登録	登録を希望する月の前月 15 日まで

◆提出書類をもとに区で登録要件の審査を行います。



- ◆申請が承認されると、「登録承認通知書」をご自宅に郵送いた します。集中受付期間に受付をした申請の承認通知書について は令和8年2月13日(金)に発送予定です。
- ◆口座振替手続きがお済みでない方には「口座振替依頼書」を同 封しております。
- ◆学童クラブ登録参加にあたっての説明やすくすくスクール補 償制度費用の受付を行います。詳しくは承認通知書発送時に改 めてお知らせいたします。

学童クラブ登録				
保護者説明会				
7				

4 月 登 録	令和8年3月2日(月)(予定)
5月以降登録	随時、説明会を開催します。申請書提出時
0月以降宜歟	に職員から日時をお知らせします。

参加開始

◆学童クラブ登録の参加開始は**令和8年4月1日(水)から**となります。

# 3. 学童クラブ登録及び延長登録の申請方法

## (1)申請に必要な書類

## ①登録申請書

- ◆申請書は裏表あります。次ページに記入例がありますのでご参照ください。
- ◆申請書は登録する児童1人につき1枚必要です。
- ◆「延長登録」を申請される方は延長登録申請項目もご記入ください。

## ②就労などの証明書

◆所定の書式があります。保育園に提出する就労証明書とは異なりますので、ご注意ください。

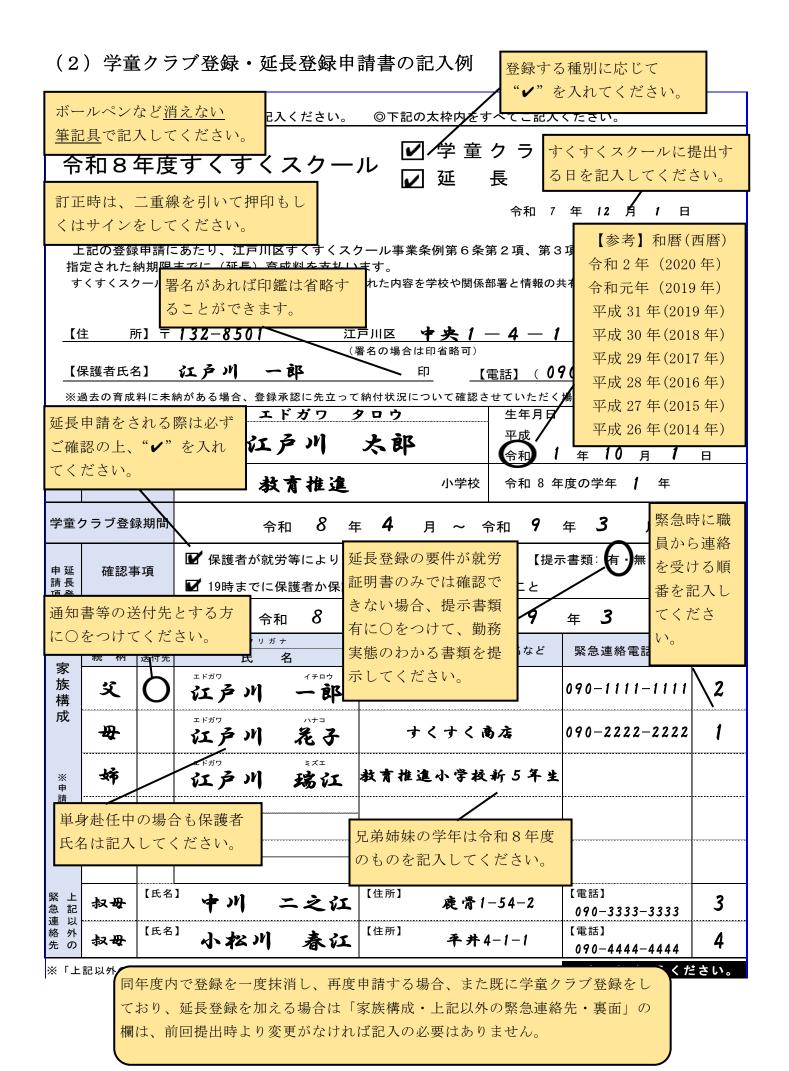
	「就労(採用内定)証明書」を提出
就労している方	◆1世帯につき保護者各1枚必要です。 ◆法人代表者や自営業(個人事業主)の方は保護者本人が自署し、源泉徴収票か所得税確定申告書※(税務署受付印のある控)を提示してください。 ※ e-Tax の場合は受付番号の入っている帳票などを提示してください。
就学している方	在学証明書(学生証の写しも可)と授業時間割等を提出
病気や障害のある方	◆診断書等を提出(原本を提示の上、写しの提出も可)
YPJ X( \   PP 古 V W) O 刀	◆障害者手帳の場合は、原本を提示の上、写しを提出

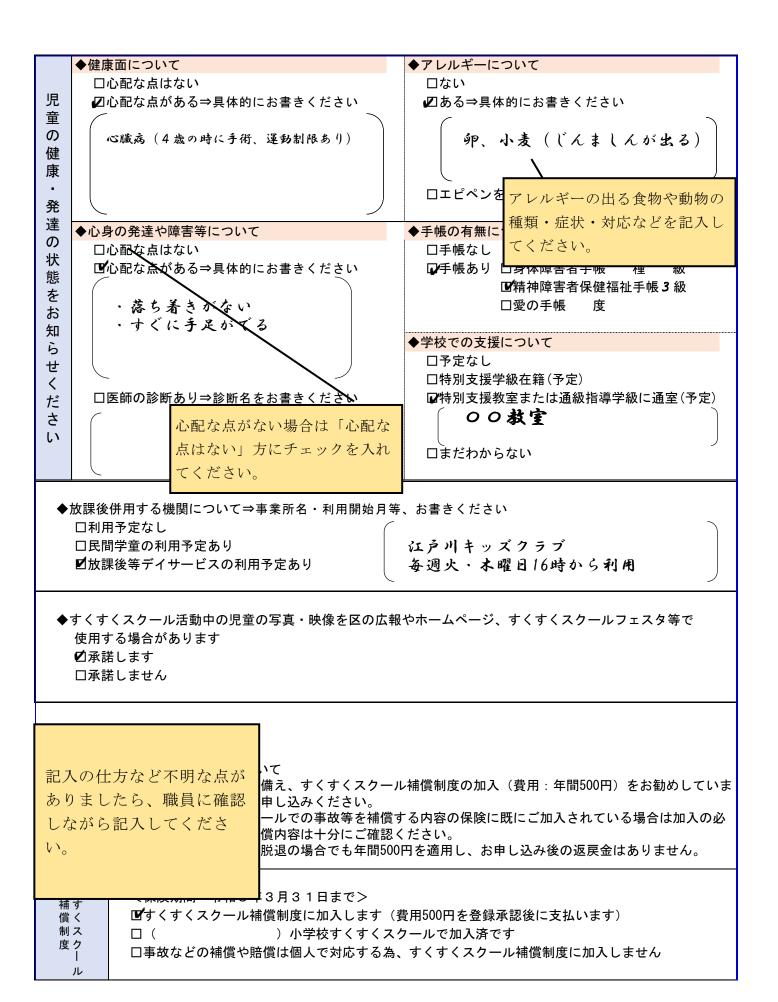
# :: ∅延長登録を希望される方へ∅

受付時に「勤務時間」+「通勤時間」が18時を超えることを確認いたします。残業等があり、帰宅時間が遅くなる等の実情が就労証明書で客観的に確認できない場合は直近の勤務実態のわかる書類(例:タイムカードのコピー、残業実績表等)やシフト表等を提示してください。



必要書類はこちらからダウンロードできます





# 4. 補食登録について

## (1) 対象者

学童クラブ登録児童のうち、補食を希望する家庭の児童

# (2) 補食の提供内容などについて

- ◆米菓、最中、ゼリー等から2品目程度(卵・乳・小麦・エビ・カニ・落花生・そばの7品目特定原材料不使用)と麦茶を提供します。
- ◆7品目特定原材料を超えてのアレルギー等により区提供の補食では摂取できない場合は各すくすくスクールへご相談ください。
- ◆補食は月曜日~金曜日の提供となります。土曜日の提供はありません。
- ◆補食登録をしていても当日、児童本人が「食べたくない」意思を示した場合には、補 食を食べさせません。また、食べなかった補食を持ち帰らせることはいたしません。
- ◆補食時には各児童の持ってきている水筒またはコップを使用します。
- ◆メニュー表、原材料表は区ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

# (3) 費用(補食費) について

- ◆補食費は月額 1,600 円※です。日割り対応はできませんのでご了承ください。 ※令和8年度は金額が変更になる可能性があります
- ◆出欠席や当日食べる食べないに関わらず、補食費は発生いたします。
- ◆補食費の納付は原則口座振替となり、学童クラブ育成料などとあわせて当月分の補食費を当月末(金融機関休業日の場合は翌営業日)に自動引き落としいたします。
- ◆育成料などと同様、減額・免除の制度があります(9ページ参照)。

# (4)補食の提供時間について

補食時間は、各すくすくスクールで 17 時頃を目安に設定しています。詳細は、各すくすくスクールにお問い合わせください。

# (5)補食登録の申請について

補食登録を希望される場合は、「補食登録申請書」を提出してください。補食事業者への発注の関係上、登録を希望する月の前月15日を過ぎて申し込みをされた場合は、ご希望に添えませんのでご了承ください。

## ≪申請受付期間≫

4 月 登 録	令和7年11月25日(火)~12月8日(月) (集中受付期間)
5月以降登録	登録を希望する月の前月 15 日まで

# (6) 補食登録申請書の記入例

ボールペンなど消えない 筆記具で記入してください。 いる方が対象です。 L10 入ください。

すくすくスクールに提出する日 を記入してください。

# 令和8年度 補食登録申請書

令和 7 年 12 月  $\boldsymbol{\mathsf{H}}$ 

江戸川区長 殿

署名があれば印鑑は省略する ことができます。

**=** 132-8501 红户川区中央1<u>-4-1</u> 所

(署名の場合は印省略可)

保護者氏名

红户川 一郎

月単位での登録となります。学童クラブ登録の 登録期間より短くすることもできますが、学童 クラブ登録の登録期間を超えて登録することは できませんのでご注意ください。

上記の登録申請にあたり、江戸川区学童クラブ補 【例】 指定された納期限までに補食費を支払います。

学童クラブ登録が令和8年4月から8月までの 場合、補食登録も8月までとなります。

エドガワ タロ フリガナ 红户川 太郎 児童氏名 **合和 え 年 10 月 1**日 令和8年度の学年 学年 すくすくスクール名 教育推進 年 小学校すくすくスクール 補食登録期間 4 月 9 年 3 8 年 令和 月 令和 以下のアレルギー項目を確認しました。 ◆7品目特定原材料(卵・乳・小麦・エビ・カニ・落花生・そば)不使用の 確認事項 米菓、最中、ゼリー等から2品目程度と麦茶を提供します。

確認事項に記載のアレルギー項目を確認して いただき、問題がなければ"✔"を入れてく ださい。

訂正時は、二重線を引いて押印もし くはサインをしてください。

# 5. 費用(育成料など)について

## (1) 各登録の費用

学童クラブ登録の育成料は月額 4,000 円です。延長登録をされる場合は延長育成料として月額 1,000 円、補食登録をされる場合は補食費として月額 1,600 円※がそれぞれ加算されます。育成料、延長育成料、補食費は合算した額で請求いたします。

学童クラブ登録育成料

¥4,000

延長育成料 ¥1,000

補 食 費 ¥1,600

※令和8年度は金額が変更となる可能性があります。

(児童1人あたり、月額)

(2)納付方法について

# 原則として口座振替での納付をお願いしております。

◆口座振替については、登録承認後にお送りする「承認通知書」に「口座振替依頼 書」を同封いたしますので、金融機関窓口にてお手続きください。なお、以下の場 合は口座振替の手続きは不要ですので、口座振替依頼書は同封されません。

### ① 学童クラブ登録が1ヶ月のみの場合

納入通知書を毎月20日頃にご自宅へ郵送します。納期限までに納付をお願いいたします。納付場所は金融機関窓口(銀行・信用金庫・信用組合・農協・ゆうちょ銀行)、 江戸川区役所(本庁舎)すくすくスクール係窓口です。区の各事務所では納付ができませんのでご注意ください。

- ②前年度または今年度に口座振替の手続きをされている場合※
- ③先に学童クラブ登録をした兄妹が前年度または今年度に口座振替の手続きをされている場合※
  - ※②、③については登録済みの口座から引き落としをいたします。ご都合の悪い場合は、 すくすくスクール職員までお申し出ください。「口座振替依頼書」をお渡しします。
- ◆ご指定いただいた金融機関(銀行・信用金庫・信用組合・農協・ゆうちょ銀行)の 口座から、毎月月末(月末日が金融機関休業日のときは翌営業日)に自動引き落と しさせていただきます。
  - ※金融機関でお手続きいただいた後、自動引き落としの処理が完了するまで数週間かかることがあります。予めご了承ください。
- ◆口座振替の手続きがお済みでない方には毎月下旬に、「納入通知書」を郵送しますので、納付期限までに金融機関窓口または区役所(本庁舎)すくすくスクール係で納付してください。区の各事務所では納付できませんのでご注意ください。

# 6. 育成料などの減額・免除申請について

以下の申請要件に該当する場合、申請し承認されると育成料、延長育成料、補食費が免除または減額(半額)となります。減額・免除はその要件が発生した月から対象となりますが、<u>適用は申請をいただいた月からとなります。</u>申請漏れの無いようご注意ください。

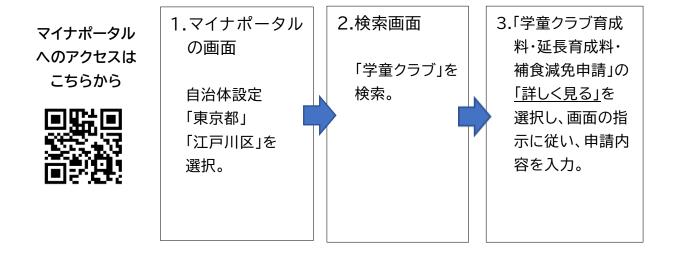
# (1) 申請要件及び必要(証明)書類

	申請要件	必要(証明)書類
	①生活保護受給世帯	◆保護証明書
免除	②区市町村民税非課税世帯 ※同一生計の家族全員が非課税の世帯 ※同一生計とは住民票上の同一世帯だけでは なく、住民票上は別世帯であっても生計が同 じ場合を含みます。	◆世帯全員の令和7年度(令和6年1月~12月分の収入)区市町村民税課税(非課税)証明書※令和7年1月1日現在の住民登録が江戸川区の方は提出不要です。
減	③就学援助費受給世帯 ※「就学援助費」とは、学校での学用品費等の必要な費用を援助する制度です。始業時(4月) に学校から説明があります。	
額	②2人以上の児童が同時に学童クラブ登録をしている世帯 ※2人目以降の児童について減額となります。 ※2人目以降の児童全員分の申請が必要です。	

## (2)申請方法

ア.「育成料・延長育成料・補食費減免申請書」に必要事項を記入し、<u>必要(証明)書類を添付の上、</u>学童クラブ登録をされるすくすくスクールへご提出ください。

イ.「マイナポータル・ぴったりサービス」を利用した電子申請もご利用できます。



# (3)減額・免除の決定

- ◆申請区分は複数選択可です。該当する項目すべてに○をつけてください。
- ◆前述の(2)アまたはイにより申請された方への審査結果は、郵送でお知らせします。
- ◆就学援助費受給世帯に該当される方については、就学援助費受給認定の決定を待って から審査をするため、令和8年7月以降に決定結果をお知らせします。
- ◆申請書、必要(証明)書類に不備がある場合は、決定ができませんのでご注意ください。

### (4)減額・免除が決定するまでの措置

減額・免除が決定するまでの間は、一旦、育成料など全額を負担していただき、決定後、適用月に遡って差額を還付します。

# (5) 学童クラブ登録を再申請した場合

学童クラブ登録の再申請(登録を一度抹消し、年度内に再度申請を行った場合)を した際は、**減額免除申請についても再度申請が必要です**。



### (5) 育成料等減免申請書記入例

ボールペンなど消えない 筆記具で記入してください。

育成料・延長育成料派の日本記入してください。

すくすくスクールに提出す

食 費 請 補 免 減 申

> 令和 7 年 12月 1日

### 江戸川区長殿

訂正時は、二重線を引いて押印もし くはサインをしてください。

〒 132-8501 住 所 红户川已中央1-4-1 100-8959

千代田邑霞が関3-2-2 (※前住所) ※令和7年1月1日現在の住所(現住所と同じときは記入不要です)

令和7年1月1日の住所と現住所が 違う場合のみ記入してください。

フリガナ イチロウ エドガワ 申請者氏名 红户川 一郎

(署名の場合は印省略可)

钔

電話番号 0.9 0 - 1.1

希望の申請区分全てに "○"をしてください。 咸額・免除を受けたく、別紙書類を添付の上、 他の世帯員の住民基本台帳、特別区民税課<br/>
することができます。 に同意します。

署名の場合、印鑑は省略

記

フリガナ	エドガワ タロウ <b>江戸川 太郎</b> 生年月日	学年     教育推進       元年10月1日     1 年       か学校 すくオくスクール
	申請事由	添 付 書 類
免	1. 生活保護を受けている	保護証明書
申請区分除	2 令和7年度区市町村民税が課税されていない	令和7年度 区市町村民税非課税証明書
※複数選択	※世帯員全員が非課税であること	※令和7年1月1日現在の住民登録が江戸川区の方は不要です。
可減	③ 就学援助費を受けている(申請中または申請予定)	
額	4. 兄姉が学童クラブ登録をしている(すくすくスクール名: 教育	推進小すくすくスクール 氏名 江戸川 瑞江 )
減額・免除を	A T- 0 -	4

令和 8 年 4 、月から 受けたい月 フリガナ 児童との続柄 生 年 月 勤務先•学校•学年 氏 名 エドガワ イチロウ 奖 T·(S)·H·R 61 年 6入月 23 日 (株) すくすく <u>—</u> 郸 红户川 世帯員全員 エドガワ ハナコ T-{S}-H·R 62 年 7 月 17 日 すくすく商店 红产州 <u></u>老子 の状況 エドガワ ミズエ T · S · (H)· R 姊 红户川 瑞红 申請対象児童を除く 申請する月を遡って減額・免除はで T·S·H·R

きません。例えば、4月から減額・ 免除を受けたい場合は4月中に申請 をする必要があります。

同一生計にある方、全てを記入して ください。例えば、祖父母と同居し ている場合であっても生計が異なる ときはここに記入しません。

祖父、祖母、保護者の兄弟姉妹なども同一生 計であれば、**全員が非課税であることが要件** となります。

T·S·H·R

# 7. 登録を辞めたい場合

学童クラブ登録などの各登録を辞めたい場合は登録の抹消手続きを行います。**登録を 辞めたい月の前月<u>15日まで</u>に「抹消届」を登録されたすくすくスクールへご提出ください。**期日を過ぎますと翌月分の育成料などが発生しますのでご注意ください。

- (例)9月より学童クラブ登録が不要となる場合、8月15日までに「抹消届」を提出してください。
- ※延長登録のみ、補食登録のみの抹消はできますが、学童クラブ登録の抹消を行う場合は、延長登録、補食登録の抹消手続きも同時に必要です。
- ※学童クラブ登録の抹消後も当該年度中は「すくすく登録」として参加できます。
- ※各登録の抹消後、再度登録の申請をすることができます。**登録を希望する月の前月** 15日までに各登録の申請書をすくすくスクールへ提出してください。なお、同年度 内に限り就労状況に変更がない場合は就労証明書の提出は省略することができます。

# 8. 登録事項に変更があった場合

住所や連絡先等、登録事項に変更があった場合は「すくすくスクール(すくすく登録・ 学童クラブ登録)登録事項変更届」をすくすくスクールへ提出してください。

# 9. すくすくスクール補償制度について

すくすくスクールでの活動中における様々なリスクに備える総合補償制度として「すくすくスクール補償制度」を設けています。

加入を希望される方は、登録承認後の説明会時に制度費用500円をすくすくスクールでお支払いください。

# 10. 宅配弁当のサービス利用について

学童クラブ登録児童については、学校長期休業期間(春・夏・冬休み)中の<u>平日</u>の昼食で、区の指定する民間事業者が提供する宅配弁当サービスを利用することができます。 学童クラブ登録承認後、**別途、利用可能な宅配弁当事業者をご案内します**ので、利用を希望される場合は、事業者のサイトで登録の後、注文をお願いします。

※学童クラブ登録を継続されている方などで、すでに事業者のサイトに登録されている 方は、再度登録をする必要はありません。

# 11. 令和8年度 すくすくスクール 一覧

登録の申請等は各すくすくスクールのホームルームで受付をいたします。

すくすく		ホームルーム
スクール名	電話	(受付場所)
小松川	070-6444-3719	
小松川第二	070-6444-3723	
平井	070-6444-3725	
平井西		校舎2階
平井東		校庭内別棟1階
平井南	070-6444-3732	
松江	070-6444-3733	
西一之江	070-6444-3735	
西小松川		校舎2階
大杉	070-6444-3747	
大杉第二	070-6444-3749	
第三松江		校舎1階
大杉東	070-6444-3758	
東小松川	070-6444-3760	
船堀	070-6444-3764	
船堀第二		校舎1階
葛西	070-6444-3770	
二之江	070-6444-3773	校舎1階
二之江第二	070-6444-3776	校舎2階
第二葛西	070-6444-3779	校舎1階
第三葛西	070-6444-3781	校舎1階
第四葛西	070-6444-3789	体育館1階
第五葛西	070-6444-3790	校舎1階
第六葛西	070-6444-3791	校舎2階
第七葛西	070-6444-3799	校舎1階
南葛西	070-6444-3803	校舎1階
南葛西第二	070-6444-3804	校庭内別棟2階
南葛西第三	070-6444-3811	校舎1階
西葛西	070-6444-3816	校舎2階
新田	070-6444-3817	校舎 1 階
宇喜田	070-6444-3819	校舎1階
清新第一	070-6444-3820	校庭横別棟 1 階
清新ふたば	070-6444-3830	校舎1階

すくすく	T	ホームルーム
スクール名	電話	(受付場所)
臨海	070-6444-3832	校舎1階
東葛西	070-6444-3835	校庭内別棟
瑞江	070-6444-3836	校舎2階
春江	070-6444-3841	校舎1階
新堀	070-6444-3843	校舎1階
下鎌田	070-6444-3844	校舎1階
下鎌田東	070-6444-3845	校舎1階
江戸川	070-6444-3847	校舎1階
一之江	070-6444-3849	旧二之江第三 小内別棟2階
一之江第二	070-6444-3850	校舎1階
鹿本	070-6444-3856	校舎3階
鹿骨松本	070-6444-3857	校舎1階
鹿骨東	070-6444-3860	校舎1階
本一色	070-6444-3868	校舎1階
篠崎	070-6444-3870	体育館1階
篠崎第二	070-6444-3873	校舎1階
篠崎第三	070-6444-3874	校舎1階
篠崎第四	070-6444-3875	校舎1階
篠崎第五	070-6444-3877	校舎裏別棟
南篠崎	070-6444-3878	校庭内別棟
鎌田	070-6444-3879	校舎1階
小岩	070-6444-3880	校舎1階
東小岩	070-6444-3882	校舎2階
下小岩	070-6444-3883	校舎1階
上小岩	070-6444-3885	仮設校舎1階
上小岩第二	070-6444-3886	校舎1階
西小岩	070-6444-3887	校舎1階
上一色南	070-6444-3892	校舎2階
南小岩	070-6444-3893	校舎1階
南小岩第二	070-6444-3894	校舎1階
中小岩	070-6444-3895	校舎1階
北小岩	070-6444-3896	校舎1階

# **™ MEMO △**

令和 8 年度版 (令和 7 年 10 月 15 日発行)